

5.職員体制 【令和7年7月1日現在】

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

(職種別の職員数)

	合計	職員数（実人数）		常勤換算人数 ※1※2
		常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1.0
生活相談員	2	2	0	2.0
直接処遇職員	68	50	18	57.5 (うち、自立者 対応 7.0名)
介護職員	62	48	14	53.2
看護職員	6	2	4	4.3
機能訓練指導員	2	1	1	1.5
計画作成担当者	2	2	0	2.0
栄養士	5	5	0	5.0
調理員	16	12	4	13.1
事務員	24	17	7	20.2
その他職員	48	17	31	31.9
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2				40時間
<p>※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。</p> <p>※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。</p>				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	2	2	0
介護福祉士	42	33	9
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	11	10	1
介護支援専門員	2	2	0

## (資格を有している機能訓練指導員の人数)

		合計	
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	2	1	1
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

## (夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	生活サービス課 ケアサービス課	(17時～翌9時) (17時～翌9時)
	平均人数	最少時人数(休憩者等を除く)
看護職員	0人	0人
介護職員	4人	2人

## (特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合（一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能）	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5：1以上 b 2：1以上 c 2.5：1以上 d 3：1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	1.9：1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		

## (職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				1 あり		2 なし		
		業務に係る資格等		1 あり	資格等の名称		介護福祉士、介護支援専門員 社会福祉士			
		2 なし								
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員	計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間の採用者数		0	2	7	3	0	0	0	0	
前年度1年間の退職者数		0	4	5	3	0	0	0	0	
員 験 業 務 の 年 数 に 従 事 し た 職 経	1年未満	0	0	3	2	0	0	0	0	
	1年以上3年未満	0	1	13	1	0	0	0	0	
	3年以上5年未満	0	1	15	1	0	0	0	0	
	5年以上10年未満	1	2	3	3	1	0	1	0	
	10年以上	1	0	15	6	1	0	0	2	
従業者の健康診断の実施状況					1 あり	2 なし				